

東京法務局民事行政部長から法務省民事局商事課長宛の照会

(別紙1)

(平成15年4月1日付け日記第156号)

定時株主総会における社外監査役補欠者の予選の可否について(照会)

下記の内容の定款の定めを有する会社にあつては、定時株主総会において社外監査役の補欠者を予選することができ、ある社外監査役が退任し、その補欠として当該予選された者が社外監査役に就任した場合には、**監査役の退任を証する書面**、**当該定時株主総会の議事録**及び**定款並びに就任した監査役の就任承諾書**を添付して、**監査役の退任及び就任による変更の登記を申請**することができると思いますが、いささか疑義がありますので照会します。

記

1. **補欠として選任された監査役の任期は**、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
2. **定款で定める監査役の員数を欠くに至った場合に備えて**、**定時株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる**。この予選は、次期定時総会が開催されるまでの間、その効力を有する。

法務省民事局商事課長から東京法務局民事行政部長宛の回答

(別紙2)

(平成15年4月9日付け法務省民商第1078号)

定時株主総会における社外監査役補欠者の予選の可否について(回答)

本年4月1日付け日記第156号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおりと考えます。

法務省民事局商事課長から法務局民事行政部長、地方法務局長宛の通知

(平成15年4月9日付け法務省民商第1079号)

定時株主総会における社外監査役補欠者の予選の可否について(通知)

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。